

ご案内

事業者様

島田労働基準協会
電話(0547)35-4522 FAX(0547)35-5191
<http://www.shimakikyo.jp>

令和元年度

「研削といし取替等業務特別教育（機械研削）」（学科）の開催について

機械研削盤（円筒研削盤、平面研削盤、内面研削盤、工具研削盤、ねじ研削盤、歯車研削盤、その他研削盤）の取替または取替時の試運転の業務に労働者を就かせるときは、事業者はその全員に労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育を行わなければならないこととなっております。

このたび、当協会では下記により標記の特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の当該業務従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

記

1. 日時及び会場

会 場	開 催 日
藤枝勤労者体育館 2階大会議室 (藤枝市善左衛門66-1)	7月18日(木)

※開始時間は8時30分から。終了時間は17時30分頃の予定です。
必ず8時20分までに来場してください。

2. 特別教育の内容

- 《学科》 (1)機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付具等に関する知識
(2)機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識
(3)関係法令

3. 学科課程受講料（テキスト代を含む）

労働基準協会の会員事業所は1名につき 11,980円（うち消費税 887円）
非会員事業所は1名につき 14,140円（うち消費税 1,047円）

4. お申し込みの方法

- (1)受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料を添えて島田労働基準協会へお申込みください。定員になり次第締切ります。
- (2)テキストは、開催当日会場でお渡しします。
- (3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。
※講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付 講習修了者には、事業場宛に「特別教育修了証（学科課程）」を交付します。

6. 携行品 受講券・筆記用具・昼食

7. 実技教育 本講習のうち、実技については事業場で機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法について3時間以上実施することとなっております。実施した教育記録は保存しておくことが必要ですのでご承知おきください。

受講月日	令和元年 7 月 18 日
講習会場	藤枝勤労者体育館 2 F 大会議室

**島田労働基準協会開催
研削といし取替等の業務特別教育（機械研削）受講申込書**

受講者氏名	生 年 月 日		
	年	月	日
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

事業場名		
所在地	(〒)	
担当者連絡先	部課名	氏名
	TEL	FAX

年 月 日

月 日 支払予定

※講習日の2週間前までにお願いします。

《個人情報について》
上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。